

「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
・ 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	3
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	5
・ 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	6
・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	8
・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	13
・ 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表	18
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	19
・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	21

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。<u>ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。）により当該各号に定める書類（第4号dに掲げる書類を除く。）を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し</p> <p style="padding-left: 40px;">各2部（bに規定する書類については1部）</p> <p>a～c (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(4) 有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取下げを行った場合、又は発行登録による募集若しくは売出しを行った場合には、次の書類の写し</p> <p style="padding-left: 40px;">各2部（bに規定する書類については1部）</p> <p>a～c (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>d (略)</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>6～12 (略)</p> <p>(取引所規則の遵守に関する確認書等)</p> <p>第7条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、当取引所が当該有価証券の上場を承認した場合には、</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し</p> <p style="padding-left: 40px;">各2部（bに規定する書類については1部）</p> <p>a～c (略)</p> <p><u>d 届出目論見書及び届出仮目論見書</u></p> <p>(4) 有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取下げを行った場合、又は発行登録による募集若しくは売出しを行った場合には、次の書類の写し</p> <p style="padding-left: 40px;">各2部（bに規定する書類については1部）</p> <p>a～c (略)</p> <p><u>d 発行登録目論見書、発行登録仮目論見書及び発行登録追補目論見書</u></p> <p><u>e (略)</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>6～12 (略)</p> <p>(取引所規則の遵守に関する確認書等)</p> <p>第7条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、当取引所が当該有価証券の上場を承認した場合には、</p>

次の各号に定める書類を提出し、第2号に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 第3条第2項第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」（当取引所が定める部分に限る。）及び同条第6項各号に規定する「上場申請のための四半期報告書」に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

次の各号に定める書類を提出し、第2号に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 第3条第2項第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」（当取引所が定める部分に限る。）同条第6項各号に規定する「上場申請のための四半期報告書」 その他当取引所が定める書類に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、第1号、<u>第3号</u>から第5号まで及び第8号から第12号までに<u>適合する新規上場申請者の株券で、第2号又は第2号の2に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 公募等の実施</u></p> <p><u>上場申請日から上場日の前日までの期間に、1,000単位又は上場の時において見込まれる上場株券の数の10%のいずれか多い株式数以上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと。</u></p> <p>(3)～(12) (略)</p> <p>2 新規上場申請者が外国会社である場合には、次の各号に適合するものを対象とするものとする。</p> <p>(1) 前項第1号、<u>第3号</u>から第5号まで及び第8号に<u>適合すること並びに同項第2号又は第2号の2に適合し、かつ、同項第6号又は第7号に適合すること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する<u>新規上場申請者の株券</u>を対象として行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(12) (略)</p> <p>2 新規上場申請者が外国会社である場合には、次の各号に適合するものを対象とするものとする。</p> <p>(1) 前項第1号から第5号まで及び第8号に適合し、かつ、同項第6号又は第7号に適合すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(セントレックスへの上場審査基準)</p> <p>第6条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1) 株主数等</p> <p>次のa及びbに適合すること。</p> <p>a 上場申請日から上場日の前日までの期間に、500単位以上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと。ただし、新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該<u>人的分割前</u>に上場申請が行われ、かつ、上場申請日から上場日の前日までの期間に上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わない場合には、当取引所が別に定める株式の数が、上場</p>	<p>(セントレックスへの上場審査基準)</p> <p>第6条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1) 株主数等</p> <p>次のa及びbに適合すること。</p> <p>a 上場申請日から上場日の前日までの期間に、500単位以上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと。ただし、新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われ、かつ、上場申請日から上場日の前日までの期間に上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わない場合には、当取引所が別に定める株式の数が、上場の時</p>

の時までに500単位以上となる見込みのあること。

b (略)

(2) 上場時価総額

上場日における上場時価総額が3億円以上となる見込みのあること。

(3)～(5) (略)

2・3 (略)

(上場市場の変更審査)

第7条 第2条第1項並びに第4条第1項(第2号の2、第8号の2及び第10号を除く。)及び第2項(第1号の規定において準用する第4条第1項第2号の2を除く。)の規定は、セントレックスからの上場市場の変更審査について準用する。この場合において、これらの規定中「上場審査」とあるのは「上場市場の変更審査」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場の時」とあるのは「上場市場の変更の時」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と、「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「上場日」とあるのは「上場市場の変更日」と、第4条第1項第8号d中「上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」とあるのは「次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

付 則

1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

2 改正後の第4条及び第6条の規定は、この改正規定施行の日以後に上場申請を行う者から適用する。

までに500単位以上となる見込みのあること。

b (略)

(2) 上場時価総額

上場日における上場時価総額が5億円以上となる見込みのあること。

(3)～(5) (略)

2・3 (略)

(上場市場の変更審査)

第7条 第2条第1項並びに第4条第1項(第8号の2及び第10号を除く。)及び第2項の規定は、セントレックスからの上場市場の変更審査について準用する。この場合において、これらの規定中「上場審査」とあるのは「上場市場の変更審査」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場の時」とあるのは「上場市場の変更の時」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と、「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「上場日」とあるのは「上場市場の変更日」と、第4条第1項第8号d中「上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」とあるのは「次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止等に関する開示)</p> <p>第8条 上場会社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める書面を当取引所に提出したときは、直ちに当該書面を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 株券上場廃止基準第2条の2第1項第3号(同条第2項第3号による場合を含む。)に規定する上場時価総額が<u>2億円</u>未満である場合に該当した場合 同号に規定する書面</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(上場廃止等に関する開示)</p> <p>第8条 上場会社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める書面を当取引所に提出したときは、直ちに当該書面を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 株券上場廃止基準第2条の2第1項第3号(同条第2項第3号による場合を含む。)に規定する上場時価総額が<u>3億円</u>未満である場合に該当した場合 同号に規定する書面</p>

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(セントレックスの上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 セントレックス上場銘柄は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場時価総額 上場時価総額が<u>2億円</u>に満たない場合において、9か月（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に当取引所に提出しない場合にあつては、3か月）以内に<u>2億円</u>以上とならないとき（市況全般が急激に悪化した場合において、当取引所がこの基準によることが適当でないと認めたときにあつては、当取引所がその都度定めるところによる。）又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき。</p> <p>(4)・(4)の2 (略)</p> <p>(5) 前条第1項第6号から第20号まで（第7号中「5億円」とあるのは「<u>2億円</u>」と、第9号b中「株券上場審査基準第4条第3項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第3項」と読み替える。）のいずれかに該当した場合</p> <p>2 セントレックス上場銘柄が外国株券である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第1項第6号から第12号まで、第15号及び第17号から第20号までのいずれかに該当した場合。この場合において、第7号中「5億円」とあるのは「<u>2億円</u>」と、第9号b中「第4条第3項」とあるのは「第6条第3項」と、それぞれ読み替える。</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p>	<p>(セントレックスの上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 セントレックス上場銘柄は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場時価総額 上場時価総額が<u>3億円</u>に満たない場合において、9か月（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に当取引所に提出しない場合にあつては、3か月）以内に<u>3億円</u>以上とならないとき（市況全般が急激に悪化した場合において、当取引所がこの基準によることが適当でないと認めたときにあつては、当取引所がその都度定めるところによる。）又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき。</p> <p>(4)・(4)の2 (略)</p> <p>(5) 前条第1項第6号から第20号まで（第7号中「5億円」とあるのは「<u>3億円</u>」と、第9号b中「株券上場審査基準第4条第3項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第3項」と読み替える。）のいずれかに該当した場合</p> <p>2 セントレックス上場銘柄が外国株券である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第1項第6号から第12号まで、第15号及び第17号から第20号までのいずれかに該当した場合。この場合において、第7号中「5億円」とあるのは「<u>3億円</u>」と、第9号b中「第4条第3項」とあるのは「第6条第3項」と、それぞれ読み替える。</p> <p>(3) (略)</p>

- 1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。
- 2 改正後の第2条の2第1項第3号の規定は、この改正規定施行の日の属する月を審査対象とする上場時価総額の審査から適用するものとする。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類（登記事項証明書等）を提出するものとする。<u>ただし、当該書類のうち電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類については、提出を要しないものとする。</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>1の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類（登記事項証明書等）を提出するものとする。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>
<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、dからgまで、j及び<u>m</u>に規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>(削る)</p>	<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、<u>a、d、<u>e</u></u>からgまで、j及び<u>n</u>に規定する書類については、添付を要しない。</p> <p><u>a 最近1年間に終了する事業年度の各四半期会計期間に係る「上場申請のための四半期報告書」各2部</u></p> <p><u>この場合において、当該「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」に準じて作成するものとし、第7項及び第8項の規定に準じて四半期レビュー報告書及び四半期レビュー概要書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が持株会社であつて、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに1か年以上を経</u></p>

a (略)

b (略)

c 新規上場申請者の企業グループ（株券上場審査基準第2条第1項に規定する新規上場申請者の企業グループをいう。以下同じ。）の主要な事業活動の前提となる事項（主要な業務又は製商品に係る許可、認可、免許若しくは登録又は販売代理店契約若しくは生産委託契約（以下このcにおいて「許認可等」という。）をいう。以下このcにおいて同じ。）に係る次に掲げる事項を記載した書面

(a)～(d) (略)

d～eの3 (略)

f 新規上場申請者又はその子会社が最近2年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後に合併を行っている場合には、合併当事会社すべての当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載又は添付されるもの及び当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

各2部

g～i (略)

j 当取引所所定の「株式の分布状況表」

この場合において、会社法又は振替法の規定により基準日等（会社法の規定により設けられた基準日及び振替法第151条第1項又は第8項の規定に基づき同法第2条第2項に規定する振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準となる日

過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）は、持株会社になった日の子会社（継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合に限る。）の当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合には、当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとする。

b (略)

c (略)

cの2 新規上場申請者の企業グループ（株券上場審査基準第2条第1項に規定する新規上場申請者の企業グループをいう。以下同じ。）の主要な事業活動の前提となる事項（主要な業務又は製商品に係る許可、認可、免許若しくは登録又は販売代理店契約若しくは生産委託契約（以下このcの2において「許認可等」という。）をいう。以下このcの2において同じ。）に係る次に掲げる事項を記載した書面

(a)～(d) (略)

d～eの3 (略)

f 新規上場申請者又はその子会社が最近2年間に合併を行っている場合には、合併当事会社すべての当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載又は添付されるもの及び当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

各2部

g～i (略)

j 当取引所所定の「株式の分布状況表」

この場合において、会社法又は振替法の規定により基準日等（会社法の規定により設けられた基準日及び振替法第151条第1項又は第8項の規定に基づき同法第2条第2項に規定する振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準となる日

をいう。以下同じ。)を設けたときは、当該基準日等における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとし、株主数及び流通株式の数について株券上場審査基準の取扱い2(1)b及びdに定めるところにより取り扱うとき並びに上場申請に係る株券の公募又は売出しについて同取扱い2(1)の2に定めるところにより取り扱うときは、「株式の分布状況表」の提出を要しないものとする。

k (略)

(削る)

l (略)

m (略)

n (略)

o (略)

p (略)

q (略)

r (略)

s (略)

(4) 前(3)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、当該書類のうち電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類については、添付を要しないものとし、セントレックスへの新規上場申請者については、aからdまで、e及びjに規定する書類の添付を要しないものとする。

a～d (略)

dの2 前(3)cに規定する書面

e～h (略)

i セントレックスへの新規上場申請者は、次の書類

(a)～(d) (略)

(e) 前(3)sの(a)から(d)までに規定する書類

(f) (略)

j (略)

(5)・(6) (略)

をいう。以下同じ。)を設けたときは、当該基準日等における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとし、株主数及び流通株式の数について株券上場審査基準の取扱い2(1)b及びdに定めるところにより取り扱うときは、「株式の分布状況表」の提出を要しないものとする。

k (略)

l 従業員持株会の規約及びその細則

m (略)

n (略)

nの2 (略)

nの3 (略)

nの4 (略)

nの5 (略)

nの6 (略)

o (略)

(4) 前(3)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、aからdまで、e及びjに規定する書類については、添付を要しない。

a～d (略)

dの2 前(3)cの2に規定する書面

e～h (略)

i セントレックスへの新規上場申請者は、次の書類

(a)～(d) (略)

(e) 前(3)oの(a)から(d)までに規定する書類

(f) (略)

j (略)

(5)・(6) (略)

3 第3条（新規上場申請手続）第3項関係

(1) (略)

(2) 第1号cに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c、d並びに2(4)gに規定する書類をいうものとする。

a (略)

b 2(3)a及び1に規定する書類

c・d (略)

(3)～(5) (略)

(6) 第3号c及び第4号bに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c、d並びに2(4)g及びiの(f)に規定する書類をいうものとする。

a (略)

b 2(3)a及び1に規定する書類

c・d (略)

(7) (略)

5 第3条（新規上場申請手続）第6項関係

(1) 第1号から第3号までに規定する「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」又は同項第2号に規定する「第9号の3様式」に準じて作成するものとする。ただし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社である場合には、四半期報告書の写しで足りるものとする。ただし、当該書類のうち電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類については、提出を要しないものとする。

(2)・(3) (略)

8 第3条（新規上場申請手続）第12項関係

(1) 第12項に規定する「第2項から第9項までに掲げる書類のうち当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

3 第3条（新規上場申請手続）第3項関係

(1) (略)

(2) 第1号cに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c、d並びに2(4)gに規定する書類をいうものとする。

a (略)

b 2(3)b、1及びmに規定する書類

c・d (略)

(3)～(5) (略)

(6) 第3号c及び第4号bに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c、d並びに2(4)g及びiの(f)に規定する書類をいうものとする。

a (略)

b 2(3)b、1及びmに規定する書類

c・d (略)

(7) (略)

5 第3条（新規上場申請手続）第6項関係

(1) 第1号から第3号までに規定する「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」又は同項第2号に規定する「第9号の3様式」に準じて作成するものとする。ただし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社である場合には、四半期報告書の写しで足りるものとする。

(2)・(3) (略)

8 第3条（新規上場申請手続）第12項関係

(1) 第12項に規定する「第2項から第9項までに掲げる書類のうち当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a・b (略)

(削る)

(2) (略)

(3) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a (略)

b 第5項第2号に規定する書類

c・d (略)

e 2(3) oの(b)及びqに規定する書類

f～i (略)

10の3 第7条の4 (取引所規則の遵守に関する確認書等) 関係

(1)・(2) (略)

(削る)

(3) (略)

21 第23条 (テクニカル上場時の引継ぎ) 関係

第23条に規定する「当取引所が定める規定」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)～(4) (略)

(5) 株券上場廃止基準第2条の2第1項第4号の2 (同基準第2条の2第2項第1号の規定による場合を含む。)

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

a・b (略)

c 2(3) aに規定する「上場申請のための四半期報告書」

ただし、セントレックスへの新規上場申請者である場合には、提出を要しないものとする。

(2) (略)

(3) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a (略)

b 第5項第2号から第7号までに規定する書類

c・d (略)

e 2(3) nの3の(b)及びnの5に規定する書類

f～i (略)

10の3 第7条の4 (取引所規則の遵守に関する確認書等) 関係

(1)・(2) (略)

(3) 第2号に規定する「当取引所が定める書類」とは、2(3) aに規定する「上場申請のための四半期報告書」をいうものとする。

(4) (略)

21 第23条 (テクニカル上場時の引継ぎ) 関係

第23条に規定する「当取引所が定める規定」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)～(4) (略)

(新設)

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c （略）</p> <p>d 第4号関係</p> <p>(a) （略）</p> <p>(b) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものについて、法令等に準じて作成されており、かつ、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項が適切に記載されていると認められること。この場合において、新規上場申請者が外国会社である場合には、本国及び上場申請に係る株券が上場又は継続的に取引されている外国の金融商品取引所等の所在する国（以下「本国等」という。）の法制度についても分かりやすく記載されていること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次に掲げる事項</p> <p>(イ) （略）</p> <p>(ロ) 許認可等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)<u>c</u>に規定する許認可等をいう。以下同じ。）の有効期間その他の期限が法令又は契約等により定められている場合には、当該期限</p> <p>(ハ)・(ニ) （略）</p> <p>(c)～(e) （略）</p> <p>e （略）</p> <p>(2)～(4) （略）</p>	<p>1 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c （略）</p> <p>d 第4号関係</p> <p>(a) （略）</p> <p>(b) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものについて、法令等に準じて作成されており、かつ、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項が適切に記載されていると認められること。この場合において、新規上場申請者が外国会社である場合には、本国及び上場申請に係る株券が上場又は継続的に取引されている外国の金融商品取引所等の所在する国（以下「本国等」という。）の法制度についても分かりやすく記載されていること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次に掲げる事項</p> <p>(イ) （略）</p> <p>(ロ) 許認可等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)<u>cの2</u>に規定する許認可等をいう。以下同じ。）の有効期間その他の期限が法令又は契約等により定められている場合には、当該期限</p> <p>(ハ)・(ニ) （略）</p> <p>(c)～(e) （略）</p> <p>e （略）</p> <p>(2)～(4) （略）</p>
<p>2 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1) 株主数及び流通株式数</p> <p>a （略）</p>	<p>2 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1) 株主数及び流通株式数</p> <p>a （略）</p>

b 新規上場申請者が、前 a の(e)又は(f)の規定により株主数及び流通株式数の算定の基礎とした基準日等（(f)の場合にあつては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる日。以下この(1)において「最近の基準日等」という。）の後に上場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき株主数及び流通株式数を算定するものとする。ただし、第2号の2に規定する上場申請に係る株券の公募又は売出しを行う場合の株主数については、(1)の2 a に定める「公募又は売出予定書」に記載される株主数に基づき算定するものとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ 新規上場申請者及び当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結する金融商品取引業者である当取引所の取引参加者（以下「元引受取引参加者」という。）は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結しない場合においては、当該公募又は売出しに関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する。（以下この(1)において同じ。）

ロ～ニ (略)

(b)・(c) (略)

c～f (略)

(1)の2 公募等の実施

新規上場申請者が、第2号の2に規定する上場申

b 新規上場申請者が、前 a の(e)又は(f)の規定により株主数及び流通株式数の算定の基礎とした基準日等（(f)の場合にあつては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる日。以下この(1)において「最近の基準日等」という。）の後に上場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき株主数及び流通株式数を算定するものとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ 新規上場申請者及び当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結する金融商品取引業者である当取引所の取引参加者（以下「元引受取引参加者」という。）は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結しない場合においては、当該公募又は売出しに関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する。（以下この(2)において同じ。）

ロ～ニ (略)

(b)・(c) (略)

c～f (略)

(新設)

請に係る株券の公募又は売出し（以下この(1)の2及び6(2)において「上場に係る公募等」という。）を行う場合は、次の取扱いによるものとする。

a 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、上場に係る公募等の内容及び手続を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が上場に係る公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場に係る公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する。（以下この(1)の2において同じ。）

b 当取引所が新規上場申請者の株式の分布状況と「公募又は売出予定書」を検討し、当該予定書の内容を不相当と認めて、その変更を要請した場合には、新規上場申請者及び元引受取引参加者は、その内容を改善し、かつ、改善後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。

c 元引受取引参加者は、原則として上場に係る公募等の申込期間終了の日から起算して3日目（休業日を除外する。）の日までに、当取引所所定の「公募又は売出実施通知書」を提出するとともに、当該上場に係る公募等の内容を新規上場申請者に通知するものとする。

d 前cに規定する「公募又は売出実施通知書」は、元引受取引参加者が2社以上ある場合には、当該元引受取引参加者のうち1社が代表して提出することができるものとする。

e 前(1)bの(c)の規定は、上場に係る公募等について非取引参加者金融商品取引業者又は外国証券業者が元引受契約等を締結する場合について準用する。

(2)～(10) (略)

6 第6条（セントレックスへの上場審査基準）第1項

(2)～(10) (略)

6 第6条（セントレックスへの上場審査基準）第1項

関係

(1) 株主数等

a 2(1)の2の規定は、第1号aについて準用する。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

b (略)

c 第1号bに規定する株主数については、前aに

関係

(1) 株主数等

a 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、上場申請に係る株券の公募又は売出し（以下この(1)及び(2)において「上場に係る公募等」という。）の内容及び手続を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が上場に係る公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場に係る公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する。（以下この(1)において同じ。）

b 当取引所が新規上場申請者の株式の分布状況と「公募又は売出予定書」を検討し、当該予定書の内容を不相当と認めて、その変更を要請した場合には、新規上場申請者及び元引受取引参加者は、その内容を改善し、かつ、改善後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。

c 元引受取引参加者は、原則として上場に係る公募等の申込期間終了の日から起算して3日目（休業日を除外する。）の日までに、当取引所所定の「公募又は売出実施通知書」を提出するとともに、当該上場に係る公募等の内容を新規上場申請者に通知するものとする。

d 前cに規定する「公募又は売出実施通知書」は、元引受取引参加者が2社以上ある場合には、当該元引受取引参加者のうち1社が代表して提出することができるものとする。

e 2(1)bの(c)の規定は、上場に係る公募等について非取引参加者金融商品取引業者又は外国証券業者が元引受契約等を締結する場合について準用する。

f (略)

g 第1号bに規定する株主数については、aに定

において準用する2(1)の2 aに定める「公募又は売
出予定書」に記載される株主数に基づき算定する
ものとする。

(2)～(4) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行す
る。
- 2 改正後の2の規定は、この改正規定施行の日以後に
上場申請を行う者から適用する。

める「公募又は売出予定書」に記載される株主数
に基づき算定するものとする。

(2)～(4) (略)

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場前の株式等の移動の状況に関する記載)</p> <p>第23条 新規上場申請者は、第18条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる者並びに新規上場申請者の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員（以下「特別利害関係者等」という。）が、上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（<u>上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。</u>以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を当取引所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株式が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。</p> <p>(第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制)</p> <p>第25条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（<u>上場前の公募等による場合を除く。</u>）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を当取引所が定めるところにより提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(上場前の株式等の移動の状況に関する記載)</p> <p>第23条 新規上場申請者は、第18条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる者並びに新規上場申請者の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員（以下「特別利害関係者等」という。）が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を当取引所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株式が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。</p> <p>(第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制)</p> <p>第25条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を当取引所が定めるところにより提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い
の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>10 第20条（書類の提出等）第1項関係</p> <p>第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(9)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 開示を要する決定事実に係る書類の提出</p> <p>上場会社は、第2条第1号に掲げる事項のうち次のaからqまでに掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この(1)及び次の(2)において同じ。）を行った場合には、当該aからqまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第2章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。</p> <p>a 第2条第1号aに掲げる事項</p> <p>次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、電子開示手續により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(d)に掲げる書類の提出を要しないものとし、上場外国会社である場合には、当該事項の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって(a)に掲げる書類の提出に代えることができる。</p> <p>(a)～(g) (略)</p> <p>b～q (略)</p> <p>(2)～(10) (略)</p>	<p>10 第20条（書類の提出等）第1項関係</p> <p>第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(9)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 開示を要する決定事実に係る書類の提出</p> <p>上場会社は、第2条第1号に掲げる事項のうち次のaからqまでに掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この(1)及び次の(2)において同じ。）を行った場合には、当該aからqまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第2章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。</p> <p>a 第2条第1号aに掲げる事項</p> <p>次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、電子開示手續（<u>法第27条の30の2に規定する電子開示手續をいう。以下同じ。</u>）により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(d)に掲げる書類の提出を要しないものとし、上場外国会社である場合には、当該事項の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって(a)に掲げる書類の提出に代えることができる。</p> <p>(a)～(g) (略)</p> <p>b～q (略)</p> <p>(2)～(10) (略)</p>
<p>24 第56条（上場会社以外の上場有価証券の発行者に係る適用）第2項関係</p> <p>第56条第2項に規定する当取引所が必要と認める書</p>	<p>24 第55条（上場会社以外の上場有価証券の発行者に係る適用）第2項関係</p> <p>第55条第2項に規定する当取引所が必要と認める書</p>

類とは、上場債券の発行者（国、地方公共団体及び当取引所へ有価証券報告書の写しの提出を行うこととされている者を除く。）に係る事業年度の財務計算に関する書類をいうものとし、当該発行者は、毎事業年度の決算確定後遅滞なく当該書類を当取引所に提出するものとする。

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

類とは、上場債券の発行者（国、地方公共団体及び当取引所へ有価証券報告書の写しの提出を行うこととされている者を除く。）に係る事業年度の財務計算に関する書類をいうものとし、当該発行者は、毎事業年度の決算確定後遅滞なく当該書類を当取引所に提出するものとする。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3 第2条の2（セントレックスの上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 上場時価総額</p> <p>a 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(3)aからcまで（上場時価総額の取扱い）の規定は、第3号の場合について準用する。この場合において、「20億円」とあるのは、「<u>2億円</u>」と読み替える。</p> <p>b（略）</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>3 第2条の2（セントレックスの上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 上場時価総額</p> <p>a 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(3)aからcまで（上場時価総額の取扱い）の規定は、第3号の場合について準用する。この場合において、「20億円」とあるのは、「<u>3億円</u>」と読み替える。</p> <p>b（略）</p> <p>(4)・(5)（略）</p>